

親子の孤独・孤立を防ぐ! アウトリーチ型 食支援の全国普及に向けて -現状と課題-

5分

イントロダクション、全国普及の概況

5分

厚生労働省子ども家庭局 虐待防止対策推進室 支援対象児童等見守り強化事業について

40分

国会議員との意見交換
全国の事業実施上の課題

10分

質疑応答など

# 登壇者の紹介



元防衛大臣 衆議院議員 稲田 朋美 氏



子どもの貧困対策推進議員連盟幹事長 衆議院議員

長島 昭久 氏



自由民主党副幹事長衆議院議員

# 登壇者の紹介



厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室長 山口 **正行**氏

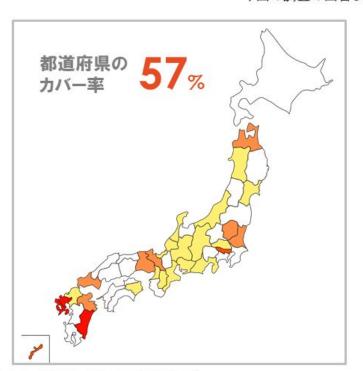


#### ■■ こども宅食応援団

#### 事業実施地域

現在、こども宅食事業は27地域で実施されており、都道府県のカバー率は57%となっている。 特に九州では同一地域内での実施数が多い。

今回の調査の回答した実施団体とこども宅食を実施している地域





# 支援対象児童等見守り強化事業は65市区町で実施 \*

#### 支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算:36億円(児童虐待·DV対策等総合支援事業

市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた

把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」につ いて、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う





\*令和3年3月時点交付決定ベース



#### 支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算:36億円(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

#### 目 的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた 様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化 を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあること から、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の 把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」につ いて、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

#### 実施主体 補助基準額 補助率 1か所当たり:9.723千円 国:10/10 (定額) 市町村(特別区含む) ※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費 市町村 保健機関(母子保健等) 弁護士会 医療機関 民間団体等 要保護児童対策地域協議会 警察 ・支援対象児童、特定妊婦等の状況の確認に関する役割分担の決定 民生·児童委員 ・確認や支援に関する進捗管理、総合調整 等 児童相談所 人権擁護委員 配偶者暴力相談支援センター 保育所·幼稚園等 学校·教育委員会 ·婦人相談所·婦人相談員 定期的な状況把握,支援

子育て支援を行う 民間団体等※ (子ども食堂、子ども宅食等) ※要対協の構成員に限定しない



#### 民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施

状況の把握











支援対象児童等の居宅等

#### 事業実施状況(令和3年3月時点交付決定ベース)

青森県	弘前市
	五所川原市
宮城県	涌谷町
茨城県	つくばみらい市
	常総市
	土浦市
栃木県	日光市
	小山市
埼玉県	飯能市
	三郷市
	吉川市
東京都	文京区
	中野区
	豊島区
	昭島市
	町田市
	足立区
	目黒区
	清瀬市
	港区
	八王子市
神奈川県	鎌倉市

石川県	金沢市
福井県	越前市
	あわら市
	勝山市
	坂井市
	大野市
	永平寺町
岐阜県	岐阜市
静岡県	浜松市
三重県	桑名市
	名張市
滋賀県	甲賀市
京都府	京都市
	向日市
大阪府	大阪市
	松原市
兵庫県	明石市
奈良県	吉野町
	奈良市
岡山県	総社市
広島県	福山市
	大竹市

山口県	山口市
	宇部市
徳島県	徳島市
高知県	本山町
福岡県	久留米市
	小群市
長崎県	長崎市
	壱岐市
	雲仙市
	長与町
	新上五島町
	対馬市
熊本県	菊陽町
大分県	杵築市
	豊後大野市
宮崎県	日南市
	三股町
	都城市
鹿児島県	龍郷町
沖縄県	嘉手納町
	与那原町

29都府県

65市区町

要保護児童対策協議会の構成員の民間団体でなければ事業は実施できない?

### 質問2

本事業の対象は、要対協に登録されている支援対象児童だけなのではないか?

### 質問3

自治体「NPOの取り組みを行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい。」

要保護児童対策協議会の構成員の民間団体でなければ事業は実施できない?

答

本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

本事業の対象は、要対協に登録されている支援対象児童だけなのではないか?

#### 答

本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

#### 自治体「NPOの取り組みを行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい。」

#### 答

- 1 各市区町村と個別の民間団体等の関係については、国として状況を承知してはおりませんので、各市町村の実情に応じた事業実施を検討して頂ければと考えておりますが、公募による事業者の選定が難しいということであれば、各市区町村の社会福祉協議会に相談するということもあろうと考えられます。
- 2 なお、厚生労働省としては、市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)において、児童虐待防止の取組に当たって、日頃から子育て支援を行う民間団体等との連携の推進をお願いしているところです。



# このセッションでは、事業の全国普及に向けて、 以下の3つの課題について議論します

人口の多い自治体での大型事業の実施が困難

2 官民連携事業での個人情報共有ルールが不明確

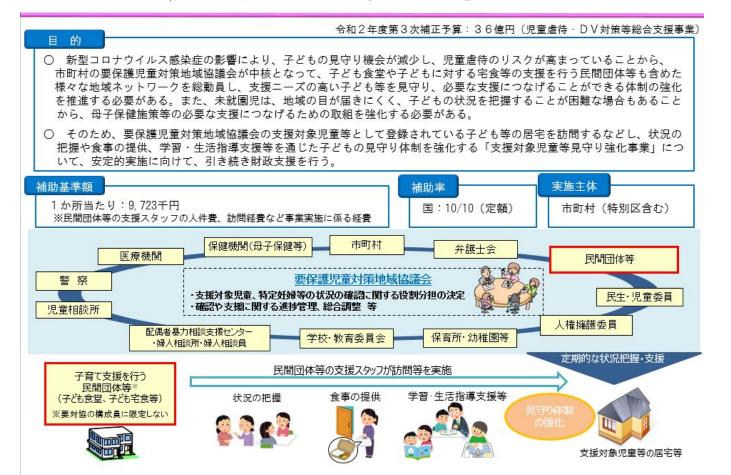
全国のノウハウを学べる機会が不足

# 事業の全国普及の課題①

(支援対象児童等見守り強化事業について)

補助基準額が一律であり、 人口の多い自治体での 大型事業の実施が困難

# 支援対象児童等見守り強化事業



## 一団体あたりの補助基準額が一律(970万円まで)であり、

利用家庭を増やしていくような事業設計が難しい。

# 現在の仕組みではできない設計だが、人口の多い自治体でも事業を実施しやすい設計の例

#### 1団体に複数区域を委託



団体A

に地区

#### (一定の条件を満たせば可)

#### 訪問数や家庭数に応じた金額を委託

	対象家庭	予算額
団体A	300	2,400万円
団体B	100	800万円
団体C	200	1,600万円

# 事業の全国普及の課題①

補助基準額が一律であり、

人口の多い自治体での大型事業の実施が困難

対象家庭が多い大規模な自治体でも活用しやすい制度(予算)にするにはどうすればいいか?

# 登壇者によるディスカッション

# 事業の全国普及の課題②

# 官民連携で見守りを行う際の個人情報共有ルールが不明確

## 事例①

# 支援対象以外の「気になる家庭」についての情報交換はできない



#### 保育園

園児の1人が家庭での食事量が 少ないようで心配... こども宅食の訪問時の様子は どうだったのか教えてほしい。

支援対象児童ではない、生命の危機があるような 重篤な状態でもない。

# 事例② 行政に対する拒否感が強く、本人同意が得られない場合



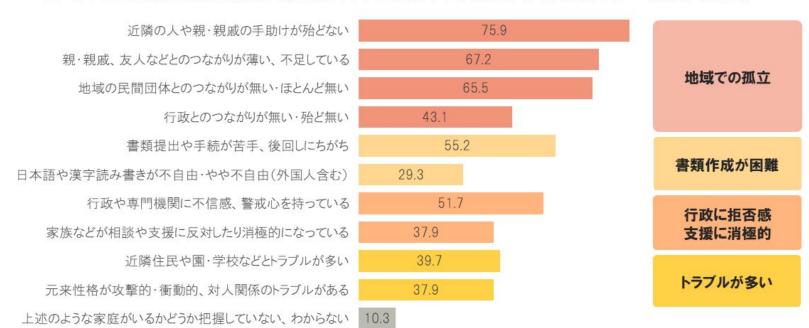
子ども家庭課から

行政に対する拒否感が強く 会えない家庭について、 こども宅食の見守り時の様子を教え てもらえないか?

民間: 拒否的な家庭なのでしばらく情報共有の同意を取れそうにない。行政の依頼であれば 提供してもいいのか? 提出後はどうなるのか?

# 全国調査でも、支援につながりにくい家庭がいることが 地域に一定数いることがわかっている。

特に以下のような課題を抱える家庭が利用家庭の中にいますか。いる場合は、あてはまるものすべてお選びください。



25 42

# まとめ

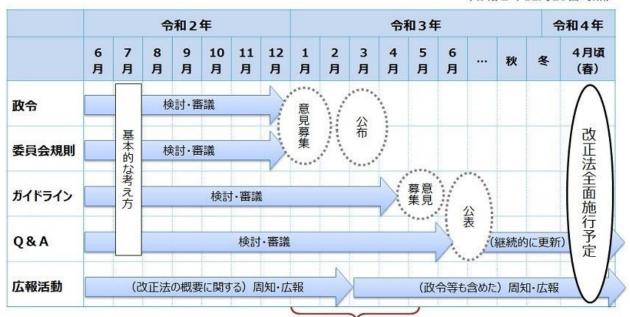
- 虐待の早期発見・予防、困難を抱える家庭の重篤化予防といった観点で民間団体との連携はますます重要。
- 現場では、①支援対象以外の児童の対応(例:予備群の見守り活動)、②要対協の枠外の民間団体との連携、
   ③支援拒否ケースの対応などがあり得るが、
- 官民連携事業における個人情報共有の指針は現状、 こうした事例はカバーされていない。

### 改正個人情報保護法が令和4年4月に施行される予定。

今後、関係省庁でガイドラインやQ&Aの整備が進められる。

#### 今後の想定スケジュール(見込み)

(令和2年12月25日時点)



ガイドライン事項 (不適正利用、利用停止、公益目的、 個人関連情報等) について引き続き議論

# 事業の全国普及の課題②

官民連携で見守りを行う際の 個人情報共有ルールが不明確

官民連携の見守り事業の推進のため、 現場が動きやすくなるように 指針や具体策など何か示せないか?

# 全国で、要対協にNPOが加盟している地域は1割。 社会福祉協議会でも6割にとどまる。

医師会(産科医会及び小児科医会を除く)	19	60	189	445	291	23	1,027	59.2%
度婦人科医会	9	10	20	21	17	3	80	4.6%
小児科医会	7	8	21	26	16	2	80	4.6%
歯科医師会	20	47	133	177	75	4	456	26.3%
看護協会	2	4	5	7.	2	-1	21	1.2%
助産師会	6	-11	- 11	8	9	0	45	2.6%
関 PTA協議会	4	- 11	30	73	63	10	191	11.0%
係 弁護士会	19	32	43	51	19	4	168	9.7%
体 社会福祉協議会	13	42	137	301	404	95	992	57.1%
民生児童委員協議会	21	62	198	512	680	161	1,634	94.1%
1 接續接票品	17	2.0	151	202	400	70	1111	£4.0s
NPO法人	16	16	46	66	49	14	207	11.9%
			1.00			al. 80		4.00
学識経験者	4	13	39	41	52	8	157	9.0%
その他	14	35	69	148	126	16	408	23.5%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

<sup>※</sup>複数回答あり

# 登壇者によるディスカッション

# 事業の全国普及の課題③

# 全国の自治体・民間団体が 事業のノウハウを学ぶ機会が不足

# こども宅食は、コンビニのように、全国で同一規格化、 オペレーションの完全マニュアル化が難しく 地域の実態に合わせたモデルを構築する必要がある。



#### 実施団体は、事業推進にあたって様々なサポートを希望している。

今後、どのような活動があると事業が進めやすいか、こども宅食応援団へのご要望、ご期待について教えて下さい。



■非常に必要である ■必要ある ■どちらともいえない ■必要ない ■全く必要ない

# まとめ

- こども宅食は、全国同一企画で事業は実施できず、 地域の特徴に応じた事業設計が必要。
- 地域や団体の実情に応じ、事業の設計段階から、運営開始後も、事業の多岐にわたる課題が出てくる。
- 一方で、他地域の工夫や好事例を学ぶ場・機会が不足。

# 事業の全国普及の課題③

全国の自治体・民間団体が事業のノウハウを学ぶ機会が不足

全国での事業立ち上げハードルを下げ、 さらに、各団体が事業を改善・成長させる ためには、どういった仕組みが必要か?

# 登壇者によるディスカッション